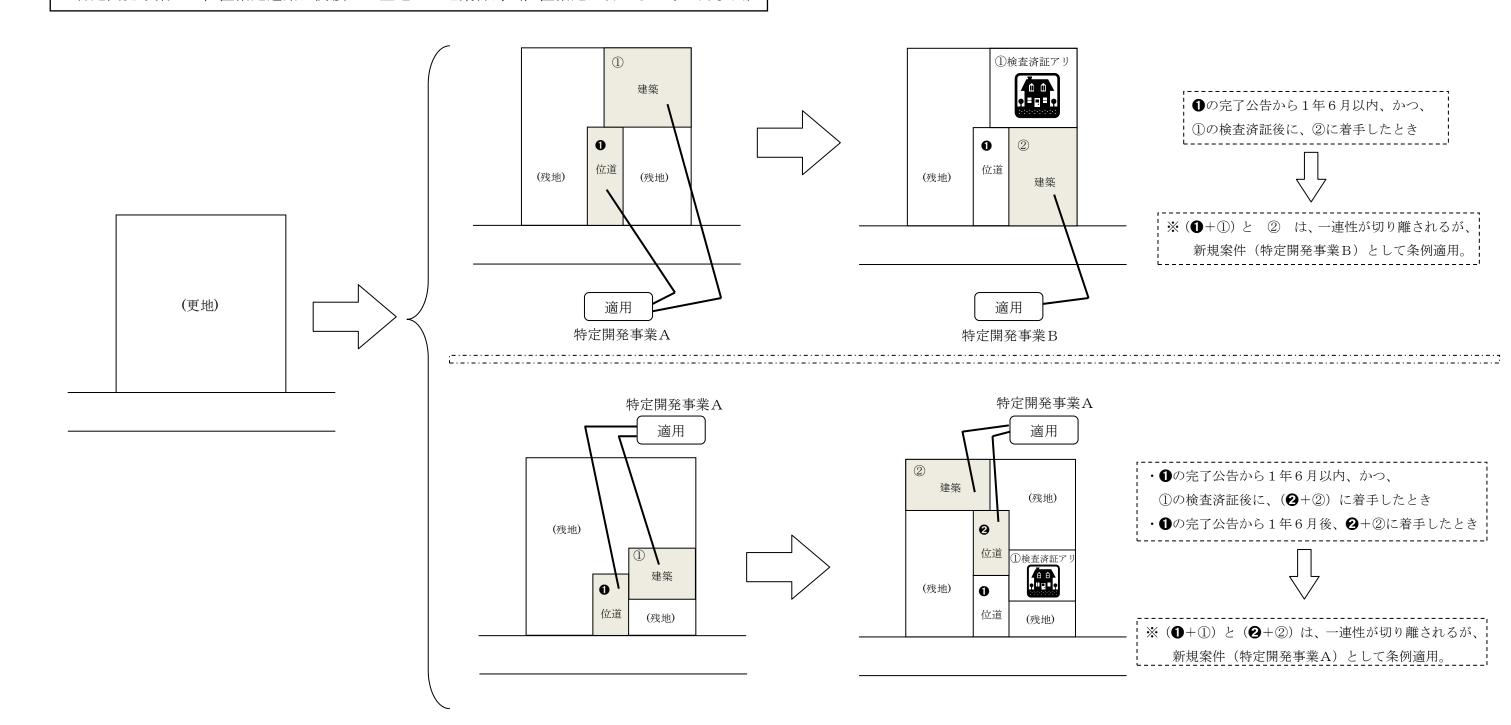
### 位置指定道路を新設する開発行為/隣接地での建築行為を条例適用とする

#### 1. 適用対象のイメージ図

# 【適用対象(案)】

■特定開発事業A:道路位置指定の申請を伴う開発行為で300㎡未満のもの

■特定開発事業B:位置指定道路に隣接した土地での建築行為(位置指定公告から1年6月以内)



#### 2. 基準

# 【基準(案)】

- 1. まちづくり条例の面積基準を適用する。
- 2. 敷地面積の10%以上を緑化する。

### (参考)

逗子市まちづくり条例施行規則 別表第3 (第39条関係) 敷地面積基準

用途地域	1区画当たりの面積(㎡以上)
第1種低層住居専用地域	165 ※開発区域の面積が、1,000㎡未満のものについては、2区画に限り、1区画面積を140㎡以上とする
	ことができる。
第1種中高層住居専用地域	1 4 0
第2種中高層住居専用地域	1 4 0
第1種住居地域	1 4 0 (1 6 5)
	※新宿1丁目、新宿2丁目、新宿3丁目の一部、新宿5丁目の一部及び逗子6丁目の一部で別に定めるところに
	ついては、()内を敷地面積とする。
第2種住居地域	1 4 0
近隣商業地域	1 2 0
商業地域	1 1 0
準工業地域	1 4 0

## 3. 手続フロー

